

非常勤役員・評議員に対する報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人 古家真会の非常勤役員及び評議員（以下、役員等という）の報酬及び費用弁償の額ならびにその支給方法については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 役員等が理事会（評議員会）に出席または業務に従事したときには報酬を支給する。

2 報酬の額は、別表1のとおりとする。

3 前項の報酬は、勤務した日ごとに支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会または評議員会に出席したときは、費用弁償として日額旅費 500 円を支給する（役員の居住地もしくは勤務地から会場までの距離が 2 k m 以上の場合に限る）。また、役員が職務のため出張したときは、日額旅費 500 円と駐車場代（実費）を支給する。

2 第1項後段の旅費は、役員の居住地もしくは勤務地から最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(準用規定)

第4条 この規程に定めるものを除くほか、役員の報酬および費用弁償については、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

別 表 1 役員報酬（日当）

区 分	報酬額（日額）
理事会	11,137 円
理事会以外	（半日未満）11,137 円
	（半日以上）22,274 円